質問内容

防犯灯費について現在年間 600 円/世帯を 徴収しているが、LED に切り替えて電気料金 が従来の白熱灯と比較して安くなっている はずである。とすれば防犯灯費に係る余剰 金があるのではないか?防犯灯費を減額す ることはできないのか?

回答

防犯灯費は令和3年度の実績では令和3年5月期184,800円、令和4年3月期1,229,750円で合計1,414,550円となっています。経費は令和3年5月期について電気料金113,000円、令和4年3月期は564,925円、防犯灯設置、修理費199,100円の合計877,025円となっています。大部分のLED切替工事を行った平成28年度以降の防犯灯費に関わる収支の推移は以下のとおりです。

(単位:円)

	年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和2	令和 3※	合計
	収入	1, 146, 600	1, 181, 350	1, 189, 800	1, 208, 100	1, 124, 000	1, 414, 550	7, 264, 400
-	支出	2, 612, 305	482, 801	1, 007, 436	725, 895	1, 033, 159	877, 025	6, 738, 621
	収支差額	△1, 465, 705	698, 549	182, 364	482, 205	90, 841	537, 525	525, 779

※令和3年5月期(2か月)と令和4年3月期(10か月)を合算

平成28年度当時は工事費支出が多く、収支は大幅なマイナスとなっています。その後の収支を令和3年度末まで集計しますと525千円のプラスとなっています。

これに見合う資金の留保分として防犯灯預金口座があります。令和 4 年 3 月末現在 防犯 灯費口の口座として広島信用金庫宮島口支店(普通 0189429)に749,265円の預金残高があります。今年度になって過去のマイナス支出分の累積が埋まったという状況です。

LED への切り替えに伴い白熱灯に比べ電気料金(令和3年5月支払分677,909円)は安くなっていますが、切替工事から5~6年経過し、故障する防犯灯が出てくることが見込まれます。故障は発光ダイオード部分ではなく、基盤部分の劣化による故障が事例として多く、この修理が今後見込まれるとのことです。まだ実例がない(LED は5万時間持続するとのことですが、まだ実際に5万時間使用した実例データがない)ところで今後どれほどの修理費や取替費が生ずるのか正確には判りません。今後の修理支出の状況・実績を見て減額が可能か役員会で検

質問内容	回答
	討することとしたいと思います。
決算報告書について	今回の受取補助金 27, 274, 600 円のうち 23, 200, 000 円が赤崎集会所の建築に伴う補助金と
令和3年度では多額の受取補助金が計上さ	なっています(宝くじ協会より15,000,000円、廿日市市より8,200,000円)。
れている(27,274千円)。法人化に伴う赤崎	この補助金は集会所建設に充てるために支給されたもので今年度限りのものとなります。
集会所分も含まれているのではないか?	今年度より始まる決算書様式は、もともと特定非営利法人会計基準(以下「NPO法人会計基準」
通常の補助金ではない部分は「経常収益」	の様式を使用して作成しています。このため経常収益、経常外収益、経常費用、経常外費用な
には入れず「経常外収益」(この場合は特別	どの大項目で構成される決算様式となっています。
収益)として表示する方が適切ではない	ご指摘のとおり、この集会所に関連する補助金は「経常外収益」の特別利益に含めて表示す
か?	ることが適切と考えられますが、同じ勘定名の受取補助金が離れて二か所に記載されること
	となり、会計に関する専門的知識を持たない大部分の方々には解りにくいのではないかとい
	う考えがありました。会計担当も今回の決算書様式は初めて見るものでした。単一決算年度
	として見た場合に今年度の外部からの補助金が合計でどのくらいなのかという情報が重要と
	考え、誤解を招かぬよう今回の表示(経常収益の受取補助金で一本化)としました。一方で今
	回添付しております説明書で受取補助金の内訳を示し、皆様にはご理解いただくようにして
	おります。
	決算書は大野第一区の認可地縁団体会員のほか、廿日市市へ提出しますが、廿日市市はも
	ともと今回の補助金の支給者であり、補助金の内容は把握しているもの考えられますので大
	きなミスリードはないものと考えております。
	大野第一区は NPO 法人ではなく、認可地縁団体なのですが、認可地縁団体会計基準なるも
	のは会計担当が調べる限り見当たりませんでした。最も組織体制として近いと思われる NPO
	法人を選び、認可地縁団体の収益事業に関する税務申告書への作成も比較的簡単にできる会

計ソフト(ソリマチの「NPO会計」)を今回選び使用しております。

質問内容	回答
活動予算計画書について	ご指摘のとおり、予算についてもその内容を示すことが大野第一区の令和 4 年度の活動予定
前期に比較して大幅な異動がある項目につ	をご理解いただくためにも必要かと思います。活動予算についても今回説明書を加えました。
いては簡単な説明書きをあると理解しやす	
いと思う。	
令和3年度第1期の決算報告書では次期繰	ご指摘のとおりです。修正いたしました。ありがとうございました。
越正味財産額は 36,979,460 円であるが令	以下は言い訳になります。この差異が生じた原因は、翌年度予算を例年 2 月頃から組み始
和 4 年度の活動予算前期繰越正味財産額は	めるのですが、同時に決算作業も進行させるため、決算に新たな仕訳が入るとその都度予算
37,179,560円となっている。この違いは?	に繰越金額を更新する作業が必要となります。予算書はソフトと連動しないエクセルファイ
	ルで作成していたため最終的な決算確定の後に予算の更新作業を行わなかったためと考えら
	れます。この度購入した会計ソフトは予算設定機能がありますので、今後はこちらを活用し
	て、ご指摘の誤りは無くすようにして参りたいと思います。
①貸借対照表には財産目録を添付された	①財産目録は通常貸借対照表金額と一致することが前提となりますが、過去に経費処理(資産
٧٠ _°	として会計上処理するのではなく経費として処理…これまでの廿日市市が定める決算様式で
	は資産処理した場合記載されないため)とした備品などもあり、大野第一区の財産すべてにつ
	いて網羅すべき「財産目録」として作成すべきか未だ判断に至っていないところであります。
	但し貸借対照表の勘定科目の内訳は明示すべきであり、地方自治法においても財産目録の
	作成を求めている(第 260 条の4第1項)ところでありますので、今回も簡単ではありますが
	内訳の説明を添付しております。
	他方で経費処理により現在簿外となっている財産については順次調査し「財産目録」とは
	名称を変えた一覧表を作成したいと思います。この場合難しいのは財産の評価額をどのよう
	に決定するかです。いわゆる再調達価額(同じものを購入する場合に現時点でいくらするの
	か)がありますが、金額の調査に時間を要し、なおかつ経年劣化により必ずしも同じ販売金額

質問内容	回答		
	と同額とは考えられないケースが多いと思われます。この点については計算方法も明らかに して金額を決定したいと思います。		
②活動決算書に脚注を設けてほしい。	②ご指摘のとおり決算書が解りにくい様式であるため脚注など何らかの説明書きは必要であると考えています。今回簡単ではありますが説明書を作成し、主な内容を示すようにしております。		
③第1期の決算書であるにも関わらず前期繰越があるのはおかしいのではないか。	③今回の決算が認可地縁団体大野第一区としての 1 期目の決算になります。ご指摘のとおり組織が変わっての 1 期目ですので、前期繰越財産額があるのは会計に詳しい方から見ますと違和感があると思います。 第 1 期目に任意団体大野第一区からの引継額を前期繰越財産額としたのは、特に定められた会計基準がないこと、加えて認可地縁団体大野第一区の組織の特殊性と地方自治法の規定の関係からです。 地方自治法第 260 条の 4 第 2 項では、認可地縁団体は会員名簿を作成し、構成員(正会員)を確定しなければならないと考えられています。認可地縁団体大野第一区も構成員(正会員)は当然存在しますが、構成員(正会員)ではない「みなし会員」も相当数いらっしゃいます。地方自治法では「みなし会員」というものは規定されていません。旧大野第一区ではこの区別はなかったのですが、認可地縁団体大野第一区でも法律の規定に則った会員は構成員(正会員)のみです。 新しい組織である認可地縁団体大野第一区は旧大野第一区から財産(繰越金)を引き継ぐ形となりますが、この時引き継いだ繰越金は法の規定上、構成員(正会員)のみに帰属することになります。しかし引き継いだ繰越金はそれまで区別なく一区の住民が醵出してきた財産で		

質問内容	回答
	あり、みなし会員だから共有は認められないというのは法律の規定とはいえ、あまりにみな
	し会員に対する扱いに配慮に欠けるのではないかと考えます (本来は全員構成員(正会員)と
	なって共有財産とすべきでありますが)。
	そこで備忘記録というわけではありませんが、旧大野第一区から引き継いだ金額を決算書
	上前期繰越額として、構成員(正会員)とみなし会員の共有財産であることを示す意でこのよ
	うにしました。はじめから前期繰越額がゼロであると共有財産が現在の構成員(正会員)のみ
	の帰属と解釈されるおそれがあるためです。
	幸い認可地縁団体に係る公的な会計基準や規定は見当たりませんので、今回の引継ぎ処理
	を縛るものはないと判断し、このような処理をしています。但し、会計担当の個人的な見解で
	すが今後も構成員(正会員)とみなし会員の財産帰属の問題は課題として残ることになると思
	います。
④受取助成金は相手先など脚注を付すこと	④受取助成金に関して今回は金額が大きく、注目が集まるところであり、事実、先のご質問の
が望ましい。	ように質問を複数いただきました。今回については簡単ではありますが、説明を付しており
	ます。今後も受取助成金については説明を付すようにしたいと思います。